

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年10月5日
(2)事業者の氏名又は名称	京浜ハイヤー株式会社(法人番号8010801025906) 代表者 河野 一也
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区京浜島2-4-16 (本社営業所) 東京都大田区京浜島2-4-16
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年8月27日及び同年10月3日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条第3項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年10月5日
(2)事業者の氏名又は名称	ジェー・シー・ケー株式会社(法人番号2010001019573) 代表者 江 鳴
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田駿河台2-1-19 (東京営業所) 東京都葛飾区新小岩1-17-10 JCKビル
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年11月15日及び同年12月3日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年10月5日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社IKEDAコーポレーション(法人番号4011801005892) 代表者 池田 英機
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区保塚町6-17 (本社営業所) 東京都足立区保塚町6-17
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和2年10月20日、同年11月20日、同年12月1日及び同年12月16日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。 (1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 10 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年10月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年10月19日
(2)事業者の氏名又は名称	吉澤 三郎
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(17日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和3年4月19日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)